

税理士

田中大介

(3)

できる!

確定申告



昨年はまさに災害の年でした。災害で損失を受けたなら、確定申告をすることにより税

(前回は1月28日付)
国税庁のホームページ
ジや税務署などの相談窓口でご確認ください。

東日本大震災により被災を受けられた方が軽減などを受けるための確定申告は、2011年分か10年分のいずれか選択することができます。さらに所得税に限らず、いろいろな税制上の措置がなされています。

金面で少し助かる制度が二つあります。どちらか有利な方を選ぶことがあります。表にしてください。

災害にあつたら

所得税法の雑損控除による所得控除	災害減免法による所得税の軽減免除
対象となる資産の範囲など	
生活に通常必要な資産 (別荘や1個30万円超の貴金属などは除かれる)	災害により時価の2分の1以上損害を受けた住宅や家財 (生計を一にしている扶養親の族の住宅・家財を含む)
控除額の計算方法	所得税の軽減額
①と②のいずれか多い金額を所得から控除できる	その年の所得金額 500万円以下 500万円超 750万円以下 750万円超 1000万円以下
① 差引損失額 (注1) - 所得金額の 10分の1	所得税の軽減額 全額免除 2分の1 軽減 4分の1 軽減
② 差引損失額 のうち災害 関連支出の 金額(注2) - 5万円	
注意事項	
・その年で控除しきれない場合は3年間(東日本大震災は5年間)繰り返して控除することができる ・盗難、横領による損失も適用できる	・その年の所得金額が1000万円以下の人に限られる ・減免を受けた年の翌年以降は減免を受けることはできない

(注1)差引損失額…損失金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額。

(注2)災害関連支出…災害により滅失した住宅・家財や、災害により生じた土砂などを除去するための支出。住宅・家財の原状回復のための支出。倒壊を防止するための屋根の雪おろし、家の周辺の除雪費用などをいう。

できる！

確定申告



障害者控除と要介護認定

障害者控除や特別障害者控除は、本人だけではなく控除対象配偶者や扶養親族が該当した場合にも受けられる控除です。手帳の交付を受けていくなく

障害者控除の対象者

障害者控除対象者認定申請書

平成 年 月 日

次のとおり所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の11に定める障害者又は特別障害者としての認定を申請します。

(あて先) 福祉事務所長

住所 _____

申請者氏名 _____ 印 _____

対象者との続柄 _____

連絡先電話番号 _____

対象者	住所	年 月 日
	氏名	(性別) 男・女
	生年月日 明治・大正・昭和・西暦	年 月 日

障害者控除対象者認定申請書の例

障害者控除対象者認定申請書
住所地の役所に「障害者控除対象者認定申請

障害者控除は、本人だけではなく控除対象配偶者や扶養親族が該当した場合にも受けられる控除です。手帳の交付を受けていくなく

利用料負担、不十分な医療費控除の対象範囲といふことを考えると、多くの人がこの市町村の制度を活用するといふ思

ても年末の時点で交付を申請している場合や、申請に必要な医師の診断書があれば控除を受けることができます。

このほかにいわゆる「寝たきり」の人で複雑な介護をする人は特別な介護を要する人は特別障害者控除の対象者になります。

障害者控除の対象者は該当すると、一般的の障害者(27万円(住民税では40万円)、特別障害者は26万円(住民税では30万円)、同居特別障害者は

障害者控除の対象者です。

75万円(住民税では53万円)を所得から差し引くことができます。

自治体が「同程度の障害がある」と認定する際に介護保険の要介護認定を一つの判断基準にすることがあります。しか

し認定基準やこの制度の周知については自治体に認定基準といえます。しか

国税庁は、要介護認定と障害者控除とはリンクしていいという立場でだから当然に障害者控除対象者ということにはなりません。しかし、65歳以上の人で、障害者手帳の交付を受けている人と

同程度の障害があると市町村長が認定した人は、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

赤旗電話相談
受付 午後2時~4時
☎ 03(3335)5246
あすは

税金

税理士

吉元 伸さん
(吉元伸税理士事務所)

4日(土)
子ども・教育

元小学校教員

小川 修一さん

書」を提出し、「認定書」を発行してもううとう手続きが必要となります。

利用

公的サービスを